



経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

今回のテーマ： 災害関連の取扱い - 2024年能登半島地震 -

2024年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。今回の地震により被害を受けた法人には、つぎのような震災関連の税制上の措置（手続き）があります。

### 1. 申告期限等の延長

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 指定地域   | 石川県および富山県                          |
| 対象     | 2024年1月1日以降に期限が到来する国税に関する申告・申請・納付等 |
| 延長後の期限 | 未定（震災の被害状況を鑑み決定、今後国税庁HP等で公表予定）     |

### 2. 災害損失の繰り戻しによる法人税額の還付

| 災害欠損事業年度  | 適用要件   | 還付請求金額   |
|---|--|--|
| 2024年1月1日から同年12月31日までの間に終了する各事業年度<br>中間申告も同様の措置あり | ① 災害欠損事業年度において生じた繰戻対象災害損失金額 <sup>*1</sup> があること<br>② 繰戻対象災害損失金額が生じた各事業年度の確定申告書の提出と同時に、「還付請求書」を提出すること<br>*1) 災害欠損事業年度の欠損金額のうち、災害損失により生じた損失の額に達するまでの金額 | 還付所得事業年度 <sup>*2</sup> の法人税額<br>$\times \frac{\text{繰戻対象震災損失金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$<br>*2) 繰戻対象震災損失金額に係る事業年度開始日前 <b>2年以内</b> の事業年度 |

### 3. インボイス制度の措置について

- ① 被災により課税仕入に関する帳簿書類を消失した場合  
 ② インボイス発行事業者（売手）の被災によりインボイスが交付されず買手がインボイス保存できなかった場合
- 帳簿書類（インボイスなど）を保存することができなかった場合でも仕入税額控除が可能

被災したインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限り）が、「登録の取消しを求める旨の届出書」を提出すると、提出日の翌日から登録を取り消すことが可能です。この場合、原則としてその提出日の属する課税期間は免税事業者になります。

### お見逃しなく！

災害を受けられた方の支援のため、法人がつぎの機関に義援金を支払った場合の取扱は下図のとおりです。

| 寄付先             | 内容   | 取扱     |
|-----------------|--|--------|
| 日本赤十字社、共同募金会等   | 「国等に対する寄附金」に該当                               | 全額損金算入 |
| 被災された取引先        | 復旧期間中に支出する災害見舞金は交際費等に該当しない                   | 全額損金算入 |
| 取引先に対する売掛金等の免除等 | 取引先の復旧過程に復興支援を目的に売掛金・貸付金等の免除をした場合、交際費等に該当しない | 全額損金算入 |
| 自社製品を被災者に提供した場合 | 不特定多数の被災者支援費用は寄附金又は交際費に該当しない                 | 全額損金算入 |